

山陽小野田市大都市圏移住支援事業支援金交付要綱

令和6年12月20日制定

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、大都市圏から本市への移住促進を図るために実施する山陽小野田市大都市圏移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大都市圏 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) マッチングサイト 山口県が設置し、及び運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。
- (4) 支給対象法人 法人からの申請に基づき、別表に規定する要件をすべて満たす法人として、山口県が登録した法人をいう。
- (5) プロフェッショナル人材事業 山口県に設置されているプロフェッショナル人材戦略拠点企業が企業とプロフェッショナル人材の結び合わせを支援する事業をいう。
- (6) 先導的人材マッチング事業 企業の経営課題等を把握している金融機関等が企業の人材需要を調査及び分析し、職業紹介事業者と連携等して経営幹部及びデジタル人材等の高水準な人材の結び合わせを行う事業をいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、交付対象者が創業又はテレワークをする場合であ

って、大都市圏の大学等へ通学し、大都市圏の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、大都市圏に在住していたこと。

イ 転入する直前に、連続して1年以上、大都市圏に在住していたこと。

(2) 移住先に関する要件

ア 令和6年4月1日以降に転入したこと。

イ 支援金の申請時に転入から1年以内であること。

(3) 就業、創業及びテレワークに関する要件

ア 就業に関する要件（一般の場合）

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) マッチングサイトに掲載された支給対象法人の求人に応じて、就業すること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

イ 就業に関する要件（専門人材の場合）

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材事業マッチング事業を利用して就業すること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(エ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務

する意思を有していること。

- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 創業に関する要件

- (ア) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。

- (イ) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

エ テレワークに関する要件

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

- (イ) 移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））交付要綱（令和4年2月25日付け府地創第63号）に基づく交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

(4) その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 世帯員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

- イ 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- ウ 世帯員に本市市税を滞納している者がいないこと。

- エ 交付対象者は過去10年以内において交付対象者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯だった者が、5年以上経過し、18歳以

上となり、市長が認める場合は除く。

オ 交付対象者を含めた世帯員が、大都市圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。

カ 交付対象者を含めた世帯員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。

キ 山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付要綱（令和元年8月1日制定）に基づく移住支援事業の対象者でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大50万円を加算する。

(1) 単身世帯 30万円

(2) 2人以上の世帯 50万円

（支援金の交付申請）

第5条 交付対象者は、支援金の交付を申請しようとするときは、山陽小野田市大都市圏移住支援事業支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の転入後の住民票の写し

(2) 交付対象者の就業証明書（様式第2号）又は創業補助金の交付決定通知書の写し

(3) 世帯員の戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、大都市圏に在住していたことが確認できる書類

(4) 大都市圏の大学等の卒業者であることが確認できる書類（第3条ただし書に該当する場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにそ

の内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を山陽小野田市大都市圏移住支援事業支援金交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの山陽小野田市大都市圏移住支援事業支援金交付請求書（様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第8条 市長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山陽小野田市大都市圏移住支援事業支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出したとき。
- エ 申請のあった日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- オ 第3条第3号ウに規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から

適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の日から令和6年10月15日までの間は、第2条第1号の規定の適用については、同号中「東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県」とあるのは、「東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

別表（第2条関係）

支給対象法人の要件

- (ア) 山口県の総合計画「やまぐち維新プラン」の推進に資する法人であること。
- (イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- (エ) 次に掲げる事項のいずれかに該当するみなし大企業でないこと（ただし、上記(ウ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。）。
 - a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - c 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第123号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。